

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：西尾市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	平成23年4月1日（昭和47年4月1日）	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	西尾市（旧西尾幡豆広域連合）	職員数（H23. 4. 1現在）	44
構成団体名	（旧西尾市・旧一色町・旧吉良町・旧幡豆町）		
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上（年度）		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

## 2 財政指標等

資本費	83（20年度）	財政力指数	0.655（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	—（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	80.8（20年度）	実質公債費比率（%）	7.1（21年度）
		将来負担比率（%）	0.65（20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成23年4月1日 合併前市町村：西尾市・一色町・吉良町・幡豆町]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	西尾市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度から平成27年度までの5年間
計画策定責任者	市長 榊原康正
既存計画との関係	西尾幡豆広域連合行政改革推進計画（平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	ホームページ
基本方針	行政改革推進計画から、さらに発展した財務・業務執行体制の効率化を推し進めることにより、簡素かつ効率的な事業運営を目指す。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	95,010.8	183,248.0	281,536.4	559,795.2
	補償金免除額	10,407.4	24,665.0	29,221.9	64,294.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	31,780.0		65,623.1	97,403.1

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げる。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	水道事業			27,395.0	27,395.0
	水道事業			106,531.5	106,531.5
	水道事業			147,609.9	147,609.9
	水道事業		183,248.0		183,248.0
	水道事業	95,010.8			95,010.8
合 計 (A)		95,010.8	183,248.0	281,536.4	559,795.2
一般会計負担のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
一般会計負担のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	水道事業			29,193.3	29,193.3
	水道事業			62,019.3	62,019.3
	水道事業			71,453.4	71,453.4
	水道事業	31,780.0			31,780.0
合 計 (A)		31,780.0	0	162,666.0	194,446.0
一般会計負担のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		31,780.0	0	162,666.0	194,446.0

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	本市水道事業は、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町で行っていた水道事業を、広域化の気運が高まったことから、昭和47年4月1日に西三河南部水道企業団として各市町の水道事業を統合した。その後平成13年4月1日に、広域行政事務の効率化と実施体制の強化を図るため西尾幡豆広域連合が発足した。そして、西尾市と幡豆郡三町の合併により、西尾市水道事業として平成23年4月1日にスタートした。財務の特徴としては、広域化と広域行政事務により、給水人口に見合った事業規模となり、又事務効率も上がっている。しかし、長引く景気低迷と老朽施設の更新及び東海・東南海地震に備えた施設の耐震化により、財政状況は厳しい状況となりつつある。
経営課題	<p>課 題 ① 財務の健全化</p> <p>当市水道事業は、今後給水人口の増加が見込めない状況であることに加え、ライフラインの機能強化、老朽管の更新、施設の耐震化等の設備投資事業に多くの資金が必要である。これらの事業は、直接的な収入の増加を伴わないため、今後も内部留保資金を確保し、企業債の借入抑制に努め財務の健全化を図る必要がある。</p> <p>* 自己資本構成比率：平成21年度82.4%（同規模団体：83.1%） * 流動比率：平成21年度470.7%（同規模団体：525.6%）</p>
	<p>課 題 ② 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>本市水道事業の給水原価は、同規模団体と比較してやや高くなっており、原価の抑制に努める必要がある。多様化する住民ニーズに柔軟に対応し、安全でおいしい水を安定的に供給するため、効果や効率性の観点から常に事務事業の見直しを行い、コスト節減を図っていかなければならない。</p> <p>* 給水原価：平成21年度156.6円（同規模団体：153.9円）</p>
	<p>課 題 ③ 給与水準・定員管理の適正合理化</p> <p>本市水道事業は、西尾幡豆広域連合発足以前より比較すると、60人から44人となり、16人の減となっている。1人当たり給水人口等を比較してみると、同規模団体と同程度となっているが、今後さらに適正な定員管理を行い、人件費の抑制を行う必要がある。</p> <p>* 職員一人当たり給水人口：平成21年度4,771.4人（同規模団体4,729.4人）</p>
	<p>課 題 ④ バランスシートのスリム化</p> <p>本市水道事業は、将来の給水人口の増加が見込めない状況であることに加えて施設の老朽化により、施設の統廃合の推進を図っている。これにより資産の使用効率を、より一層向上していく必要がある。</p> <p>* 固定資産使用効率：平成21年度11.3m<sup>3</sup>/万円（同規模団体9.3m<sup>3</sup>/万円）</p>
留意事項	同規模団体の指標値は、市町村の公営企業のあらましを基にしている。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円, %)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画前年度) ( 決 算 )	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 債 資本費平準化債	200					470	210	130	100	110
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金	3	3	2	5	3	2	2	2	2	2
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	70	23		32	47	47	14	45	32	41
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金				1						
	8. 工 事 負 担 金	229	230	425	243	207	249	158	158	158	158
	9. そ の 他										
	計 (A)	502	256	427	281	257	768	384	335	292	311
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	502	256	427	281	257	768	384	335	292	311
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費 うち職員給与費	1,512	708	864	941	937	1,006	789	1,092	1,415
2. 企 業 債 償 還 金		294	412	303	346	383	847	468	295	208	149
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他		3				2					
計 (D)	1,809	1,120	1,167	1,287	1,322	1,853	1,257	1,387	1,623	1,416	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,307	864	740	1,006	1,065	1,085	873	1,052	1,331	1,105	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	635	676	680	791	756	780	701	710	725	745
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額										
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	672	188	60	215	309	305	172	342	606	360
計 (F)	1,307	864	740	1,006	1,065	1,085	873	1,052	1,331	1,105	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	3,452	3,040	2,737	2,390	2,007	1,630	1,372	1,207	1,099	1,060	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画前年度) ( 決 算 )	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	うち基準内繰入金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	うち基準外繰入金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
資 本 的 収 支 分	うち基準内繰入金	3	3	2	5	3	2	2	2	2	2
	うち基準外繰入金	3	3	2	5	3	2	2	2	2	2
	合 計	7	7	6	9	7	6	6	6	6	6

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	106.2	106.9	106.8	102.6	106.2	99.8	104.0	103.8	102.9	97.2
資本費 (円又は%)	81.2	82.5	83.6	82.5	83.0	82.8	76.8	76.6	77.3	85.2
総収支比率(法適用) (%)	110.5	112.4	111.5	105.4	109.2	104.2	107.2	107.0	106.0	100.3
経常収支比率(法適用) (%)	110.5	112.4	111.5	105.4	109.2	104.2	107.2	107.0	106.0	100.3
営業収支比率(法適用) (%)	117.2	118.7	116.4	109.0	112.1	106.1	108.0	107.3	106.3	100.3
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	うち基準内繰入金 (%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	うち基準外繰入金 (%)									
	資本的収入分 (%)	0.6	1.2	0.5	1.8	1.2	0.3	0.5	0.6	0.6
	うち基準内繰入金 (%)	0.6	1.2	0.5	1.8	1.2	0.3	0.5	0.6	0.6
	うち基準外繰入金 (%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現行の水道料金については、平成18年度に料金値下げを実施した。これにより、県下の一般家庭用(φ 13mm)の水道料金比較では、平均値となっている。しかし、水道ビジョン・地震防災施設整備計画において、水源を1箇所廃止し、その分を県水で賄う計画をしていることから、給水原価が上がり経営を圧迫する要因となる。そのため、今後財政状況を分析した上で料金改定の検討を行う必要がある。
2 他会計繰入金の見込み	収益的収入：平成23年度は予算ベース、平成24年度以降は、過去の実績に基づく長期財政計画の数値 資本的収入：平成23年度は予算ベース、平成24年度以降は、過去の実績に基づく長期財政計画の数値 尚、基準外繰入については、飲料水兼用耐震性貯水槽管理費157,500円
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	東海・東南海地震に備え、地震防災施設整備計画に基づき耐震化費用を計上
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成23年度は予算ベース、平成24年度以降は、過去の実績等に基づく長期財政計画の数値

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	平成13年度の西尾幡豆広域連合発足以前より比較すると、平成12年度の60人から平成23年度で44人となり、16人の減となっている。これは、合併による事務の効率化等によるものである。しかしながら、年齢構成において平均年齢が45歳を超え、若年職員が少ない状況となっているため、組織の再編・業務の委託化等を推進し、人件費の抑制を図るために、適正な定員管理を検討する。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域手当の率見直し:10%から6.5%に引き下げ 6,877千円(平成23年度より) 今後については、国の基準に準拠するよう調査、研究を行う。</li> <li>・地域手当の率見直しに伴う期末勤勉手当分 2,301千円(平成23年度より)</li> <li>・当直手当の廃止:夜間の電話受付を委託したことによる当直手当の廃止 1,592千円(平成19年度より)</li> <li>・特殊勤務手当の見直し:交代勤務手当の廃止 1,232千円(平成19年度より)</li> <li>・緊急出動手当の廃止 111千円(平成21年度より)</li> </ul>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	技能労務職については、12年8月の西尾市行政改革第2次実行計画に基づき、退職者不補充職種としており、現在、新規の採用は行なっていない。給与面に関しては、国、県、近隣市の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていく。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	退職手当については、愛知県市町村職員退職手当組合加入であり、退職時特昇制度は廃止済尚、西尾市においても同様である(平成16年度)
◇ 福利厚生事業のあり方	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員互助会の公費負担率見直し:5/1000から3/1000に引き下げ 300千円(平成23年度より)</li> <li>健康保険については、愛知県市町村職員共済組合に加入しており労使折半</li> </ul>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金システムの変更:料金システムを変更することにより事務の効率化を図る 7,000千円(平成24年度より)</li> <li>・配水系の見直し:配水池の老朽化等(耐震性能なし)及び給水人口の減少化に伴い配水系統を見直すことにより経営の効率化を図る 動力費869千円・通信運搬費150千円(平成24年度より)</li> </ul>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	①	本市水道事業においてはこれまで民間委託などの民間活力の導入を積極的に進めてきたが、さらに積極的に推進し一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図るために、民間委託・PFI・指定管理者制度などの活用を検討する。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	④	・不用資産の売却:使用していない資産(水道管・公用車・保管庫等)の売却 344千円(平成19年度) 今後についても、売却可能資産の売却を積極的に検討する。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	水道ビジョン・地震防災施設整備計画において、水源を1箇所廃止し、その分を県水で賄う計画をしていることから、給水原価が上がり経営を圧迫する要因となる。長期財政計画においても、受水費の増加により赤字決算となることが想定されるため、今後の財政状況をより詳細に分析した上で料金改定を検討する。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	①	財務情報、予算・決算の状況の公開はホームページ、定員管理の状況や給与情報の公開については、広報誌により公開している。
○ 行政評価の導入	③	行政評価は未導入であるが、水道ビジョンに基づき各種事業に取り組んでいる。今後については、行政評価の導入に向けて調査、研究を行う必要があると考えている。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	財務の健全化・維持管理費等サービス供給コストの節減合理化・給与水準・定員管理の適正合理化の観点から、IVの1で示したとおり人員の削減や手当等の削減、福利厚生事業の見直し及び料金システム等の変更による事務の効率化を進めている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	バランスシートのスリム化の観点から、配水システムを見直すことによる経営の効率化や不用資産の売却等により、経営の効率化を進めている。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出しについては、飲料水兼用耐震性貯水槽管理費157,500円のみである。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【新規計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)	計画合計	
	累積欠損金比率													
	企業債現在高	3,452	3,040	2,737	2,390	2,007		1,630	1,372	1,207	1,099	1,060		
<b>【収入の確保】</b>														
	料金改定率													
	改善効果額(料金の適正化)													
	未収金の徴収対策													
	改善効果額													
	一般会計負担金の額													
	改善効果額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善効果額(収入増額)													
	その他( )													
	改善効果額													
<b>【経費の削減】</b>														
	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	364	321	303	305	314		326	325	325	326	326		
	改善効果額													
	給与水準													
	改善効果額													
	その他(手当・法定福利費)	97	94	94	94	94		82	82	82	82	82		
	改善効果額	0	3	3	3	3	12	12	12	12	12	12	60	
1	維持管理費等	36	36	36	36	36		36	28	28	28	28		
	改善効果額(適正化)								8	8	8	8	32	
2	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他( )													
	改善効果額													
							計画前5年間改善効果額 合計						12	
												改善効果額 合計 A	92	
												<参考>補償金免除額(旧資金運用部資金)	64	

注 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	165	167	167	167	169	169	169	169	169	169
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	19,297	19,445	19,031	18,579	18,697	18,849	18,834	18,834	18,834	18,886
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	82,400	71,300	71,300	71,300	71,300	70,700	70,700	70,700	70,700	70,700
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	69,540	67,125	65,660	62,605	64,327	64,348	65,000	65,000	65,000	65,000
最大稼働率 (%)	84.4	94.1	92.1	87.8	90.2	91	91.9	91.9	91.9	91.9
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	164.63	163.16	161.63	160.46	160.41	159.25	159.25	159.25	159.25	159.25
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	155.17	152.97	151.54	156.6	151.26	159	152.88	153.2	154.54	163.65

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

改善効果額積算内訳

○人件費縮減施策

・各種手当の見直し(当直手当・特殊勤務手当)	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3
・各種手当の見直し(地域手当)						△ 9	△ 9	△ 9	△ 9	△ 9
○維持管理費等縮減施策										
・料金システムの変更等							△ 8	△ 8	△ 8	△ 8